

# 平成30年度五泉市国民健康保険事業計画

	頁
1. 事業運営上の課題	1
2. 平成30年度の重点項目	1
3. 具体的な事業の実施	
(1) 健康づくり事業	2
(2) 医療費適正化事業	5
(3) 国保財政健全化事業	7
(4) 資格適正化事業	8
(5) 収納率向上対策推進事業	9

# 平成30年度五泉市国民健康保険事業計画

国民健康保険事業の健全な運営と被保険者の健康の保持増進を図るため、平成30年度五泉市国民健康保険事業計画として、「1. 事業運営上の課題」を整理し、「2. 平成30年度の重点項目」を設定したうえで、「3. 具体的な事業の実施」を推進する。

## 1. 事業運営上の課題

- ①29年度は一般会計からの法定外繰入を行わなかったが、被保険者数の減少などにより今後も厳しい財政運営が予測される。
- ②30年度は税率を据え置くこととしているが、31年度以降は広域化を踏まえたうえで検討が必要である。
- ③新潟県国民健康保険運営方針を踏まえた事業の実施。
- ④国民健康保険の健全な運営と被保険者の健康保持増進を図るため、関係各課と連携協力した各種事業の実施。
- ⑤収納率向上対策推進事業の実施による収納率の向上。
- ⑥特定健康診査等実施計画（第2期計画）に基づく、特定健診・特定保健指導の受診・実施率の向上。

## 2. 平成30年度の重点項目

- ①目標値を見据えながら、収納率の向上を図る。

【目標値 現年医療一般 95.16%】

- ②特定健診・特定保健指導の実施に際し、未受診者の家庭訪問、40～44歳、50～54歳の無料化及び効果的な周知活動により、受診や実施率の向上を図る。

【目標値 特定健診受診率 48.0%（総合戦略目標値） 特定保健指導実施率 48.0%】

- ③レセプト点検では、点検時間の確保（105h/月）、レセプト管理システムの活用により、単月・縦覧点検を実施する。

【目標値 内容点検効果率0.06%】

- ④ジェネリック医薬品差額通知の送付により、ジェネリック医薬品の利用を促進し、医療費の削減を図る。

### 3. 具体的な事業の実施

国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持増進を図るため、次の事業を実施する。

#### (1) 健康づくり事業

区 分	実 施 内 容	時 期	担当課
特定健康診査・特定保健指導	<p>特定健康診査等実施計画（第3期）・データヘルス計画（第2期）の実施初年度として、目標の達成に向けて計画した事業を実施していく。</p> <p>①特定健康診査等実施計画「第3章 実施方法」により実施。</p> <p>○健診日程            集団健診（前期） 6/1～7/6（29日間 延べ32会場）            （後期） 11/9～25（6日間 延べ6会場）            うち、土・日曜健診：7日間（6月：3日間、7月：1日間、11月：3日間）            個別健診 6/1～3/31（市内：17医療機関・市外3施設）            ※ 年度末年齢40～44歳・50～54歳の対象者は、無料とし、受診率向上を図る。            ※ キャッチフレーズ「健診は家族の笑顔守るかぎ」を活用し広報する。</p> <p>②未受診者の家庭訪問（平成25年度～）。            特定健康診査未受診者等を対象に秋の健診の前に家庭訪問を行い、未受診理由の確認と受診勧奨を行う。</p> <p>③重症化予防受診勧奨及び保健指導訪問（平成29年度～）。            慢性腎不全及び脳血管疾患を防ぐために、血圧や血糖、腎機能のハイリスク者に対し、受診勧奨・保健指導を実施する。</p> <p>【参考】平成30年度特定健康診査・特定保健指導の実施率の目標            特定健康診査・・・48.0%（見込対象者数 9,553人に対し4,585人）            特定保健指導・・・48.0%（見込対象者数 560人に対し 269人）</p>	<p>通年</p> <p>7月～2月</p> <p>随時</p>	<p>市民課            地域振興課            健康福祉課</p>

区 分	実 施 内 容	時 期	担当課
人間ドック・脳ドック に対する助成	<p>①健康の維持と疾病の早期発見のため、健診費用の助成。 対象年齢 35歳～74歳 助成額 25,000円を上限として健診費用の4分の3</p> <p>②健診結果から特定保健指導の対象者に対し、動機付け支援・積極的支援の実施。</p> <p>③広報ごせんに掲載し、受診の勧奨。</p>	<p>通年</p> <p>随時</p> <p>4月</p>	<p>市民課 地域振興課 健康福祉課</p>
医療費・健診結果分析 の活用	<p>①疾病別等医療費の分析及び特定健診・保健指導の実施状況等を活用し、PDCAサイクルに沿った保健事業の実施を図り、健康増進計画及びデータヘルス計画の評価に活用する。</p> <p>②医療費・健診結果分析を疾病の重症化予防などの保健指導に活用。</p>	<p>通年</p> <p>通年</p>	<p>市民課 健康福祉課 地域振興課</p>
地域な地域づくりの 推進	<p>市内5地域で行われる健康な地域づくり活動を支援することにより、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防を推進し、医療費の削減を図る。</p> <p>事業実施地域・・・川東地域健康推進委員会 橋田地域づくり推進協議会 巢本地域健康推進委員会 大蒲原地域健康推進委員会 五泉地域健康推進委員会</p>	<p>通年</p>	<p>健康福祉課 地域振興課</p>

区 分	実 施 内 容	時 期	担当課
健康診査の受診率向上	<p>各種健康診査の受診率の向上。</p> <p>①健康診査希望調査の配布、回収</p> <p>②健診日程表の全戸配布</p> <p>○各種健（検）診スケジュール</p> <p>I 集団健診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民総合健診</li> <li>特定健診、健康診査、肺がん検診、胃がんリスク検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診（6・7・11月に実施）</li> <li>・胃がん検診、大腸がん検診（4・5・11月に実施）</li> <li>・乳がん検診、子宮頸がん検診（5・10月に実施）</li> </ul> <p>II 個別健（検）診の実施期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子宮頸がん検診、乳がん検診（5/1～11/30）</li> <li>・胃がんリスク検診（6/1～3/31）</li> <li>・特定健診、健康診査（6/1～3/31）</li> </ul>	1月 3月	健康福祉課
栄養改善推進事業	食生活改善による生活習慣病予防のため、健康教育時に栄養指導を実施する。	随時	健康福祉課
早起き健康づくり事業	<p>市民の自主的な健康づくりと運動習慣の定着のきっかけとなるよう、新たに健康体操（平成25年度に作った五泉市オリジナルの体操、『+10（プラステン）きなせやエクササイズ』）やラジオ体操などに取り組む2人以上のグループを支援し、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病の予防と将来的な医療費の抑制を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週1回以上定期的に、健康体操・ラジオ体操・ジョギング・ウォーキングなど軽度な運動を新規に行うグループに対し、登録申請の際に『+10（プラステン）きなせやエクササイズ』のDVDを1団体につき1枚進呈する。</li> </ul>	5～3月	市民課

(2) 医療費適正化事業

区 分	実 施 内 容	時 期	担当課
医療費通知	年4回、医療費通知を送付し、被保険者の医療費に対する認識を深める。	7・10・1・4月	市民課
ジェネリック医薬品差額通知	年2回ジェネリック医薬品差額通知を送付し、ジェネリック医薬品への理解を深めることで利用を促進し、医療費の削減を図る。	11・3月	市民課
レセプト点検	<p>①国保連合会作成リストによる資格点検。</p> <p>②国保資格異動届による資格過誤調整。</p> <p>③専門的知識を有する業者に委託し、内容点検の実施。 縦覧・単月点検時には点検員を配置（予定点検時間数 105h／月）</p> <p>④国保連合会によるレセプト点検支援事業を活用し、点検技術の向上を図る。</p> <p>⑤再審査の効果額等を把握し、今後の点検に生かす。 平成30年度内容点検効果率目標値 0.06%</p>	<p>通年</p> <p>通年</p> <p>通年</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	市民課
重複受診者に対する保健指導	毎月の縦覧点検時に該当者を抽出し、地区担当保健師が訪問等により保健指導を行う。	通年	市民課 健康福祉課 高齢福祉課 地域振興課

区 分	実 施 内 容	時 期	担当課
適正受診等の普及啓発	<p>①新規資格取得者への被保険者証交付時に、ジェネリック医薬品希望カードを交付。</p> <p>②被保険者証の更新時等に、「医療機関・薬局の受診等に当たっての留意点」のチラシの同封。</p> <p>③柔道整復師等の施術における保険給付の範囲について、「どんなときに健康保険が使えるのか」、「対象にならないのは何か」について、周知を図る。</p> <p>④広報ごせんに掲載し、普及啓発を行う。</p>	<p>通年</p> <p>7月</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	市民課

(3) 国保財政健全化事業

区 分	実 施 内 容	時 期	担当課
保険税の適正賦課	①未申告者の把握、申告の勧奨により所得を適正に把握する。 ②転入者については、前住所地に所得状況を照会する。 (前住所地での未申告者については、簡易申告書により所得状況を把握する) ③滞納者に対する納税相談時に未申告者に申告勧奨する。 ④過年度の遡及分を適正に賦課するため、所得を把握する。	7月 通年 随時 随時	市民課
国保運営協議会事業	①国保運営協議会の開催。 定例開催は3回。 ②国保連合会による研修会に参加。	7・12・2月 8月	市民課
第三者行為求償事務	①連合会のリスト、レセプト点検、消防署の救急搬送者リストなどにより、該当者の早期把握に努める。 ②該当者に対し被害届出の提出を求め、速やかに求償事務を行う。 ③各種研修等の活用（連合会による研修会、第三者行為求償事務支援事業）。	通年 通年 随時	市民課

(4) 資格適正化事業

区 分	実 施 内 容	時 期	担当課
国保資格の適正管理	<p>①保険証発送時の文書や広報などを活用し、喪失届の速やかな提出を促す。</p> <p>②納税相談時に資格を確認する。</p>	7月  随時	市民課 地域振興課  市民課 地域振興課
適用の適正化	<p>他の医療保険有資格者調査により、対象被保険者を抽出し、照会文書を送付して申請勧奨を実施する。 (市内を地区分けし、3年で全地区について実施)</p>	9月	市民課 地域振興課
退職被保険者への適用	<p>①年金受給者リスト（社保 年4回 共済 年2回）により、退職者本人への職権適用を速やかに行う。</p> <p>②被扶養者については、収入要件、税要件、続柄要件の調査により、該当者を抽出し、職権適用を行う。</p>	随時  随時	市民課
居所不明者の調査	<p>保険証・納付書の発送時や納税相談時などに実態を把握し、「居所不明者に係る資格喪失確認の事務処理要領」に従い手続きを行う。</p>	随時	市民課
国民年金資格喪失情報による届出勧奨	<p>①国民年金資格喪失情報に基づき、年金担当から対象者へ届出勧奨文書を送付する。</p> <p>②勧奨文書を送付しても届出を行わない者に対し、資格喪失の場合は国保税が減額になる見込みである旨を示した文書を国保担当から送付する。必要に応じて保険年金係員と税務課税収係員との訪問により滞納状況も併せて確認し、届出を受け付ける。 資格の適正化が滞納分の調定額減に繋がり、収納率の向上も図られる。</p>	随時  随時	市民課  市民課 税務課

(5) 収納率向上対策推進事業

区 分	実 施 内 容	時 期	担当課												
<p>新規滞納者の防止</p> <p>保険証更新時の納税相談</p> <p>滞納者対策</p>	<p>予算編成時の予定収納率を確保するため、次の区分毎の事業を実施する。</p> <p>30年度予定収納率（一般被保険者分）</p> <table border="1" data-bbox="562 331 1169 507"> <tr> <td data-bbox="562 331 734 376"></td> <td data-bbox="734 331 1037 376">医療給付費分</td> <td data-bbox="1037 331 1169 376">95.16%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="562 376 734 421">現年課税分</td> <td data-bbox="734 376 1037 421">後期高齢者支援金分</td> <td data-bbox="1037 376 1169 421">95.16%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="562 421 734 466"></td> <td data-bbox="734 421 1037 466">介護納付金分</td> <td data-bbox="1037 421 1169 466">93.44%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="562 466 734 507">滞納繰越分</td> <td data-bbox="734 466 1037 507"></td> <td data-bbox="1037 466 1169 507">15.50%</td> </tr> </table> <p>滞納状況を把握し、催告書の発送、電話での催告、納税相談により納税を促す。</p> <p>保険証更新時に、保険年金係員と税務課税収係の地区担当職員2人体制で納税相談を行う。</p> <p>納入状況、納税相談状況などにより、「国民健康保険短期被保険者証・被保険者資格証明書交付等事務取扱要綱」に基づき、短期証等を交付する。</p> <p>納税相談の対象者・・・12年度第1期以降で12か月以上の滞納（現年度、過年度問わず）がある世帯で、納入状況・折衝状況等から相談を必要とする世帯。</p> <p>滞納者の実態の早期把握に努め、適切な対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸別訪問、長期・高額滞納者の財産調査を行い、差押え等強制処分、執行停止・不納欠損処分を実施する。</li> <li>・県の徴収機構と連携した滞納整理を実施する。</li> <li>・差押え物件のインターネット公売を実施する。</li> </ul>		医療給付費分	95.16%	現年課税分	後期高齢者支援金分	95.16%		介護納付金分	93.44%	滞納繰越分		15.50%	<p>随時</p> <p>6・12・3月</p> <p>随時</p>	<p>税務課 地域振興課</p> <p>市民課 地域振興課 税務課</p> <p>税務課 地域振興課</p>
	医療給付費分	95.16%													
現年課税分	後期高齢者支援金分	95.16%													
	介護納付金分	93.44%													
滞納繰越分		15.50%													

区 分	実 施 内 容	時 期	担当課
夜間納税窓口の開設	①日中納税が困難な人を対象として、1月を除く毎月1回、(午後5時15分～8時)開設する。なお、開設に当たっては広報で開設日を周知する。  ②年末夜間納税窓口の開設と広報で開設日の周知。	毎月 (1月を除く)  12月	税務課 地域振興課
口座振替の推進	①納付書による納税世帯に対し、納税通知書発送時(仮算定・本算定・随時)に口座振替依頼書と勧奨チラシを同封する。  ②国保新規加入者に対し、届出時に口座振替を勧奨する。	4・7月 随時  随時	市民課 税務課 地域振興課  市民課 地域振興課